ひろせＮＥＷＳ

平成30年10月13日

ひろせ税理士法人　稲田久子
TEL　075-801-6331　Mail　info@hiroses.co.jp

民法改正のうち「遺言制度に関する見直し」について

民法相続法は、昭和55年に配偶者の法定相続分の引き上げや、寄与分制度の新設等がなされて以降、約40年の間、大幅な改正は行われていませんでしたが、この平成30年７月6日に参議院本会議にて可決・成立され７月13日に交付されました。

私たちに最も身近な改正は、「遺言制度に関する見直し」です。今まで自筆証書遺言は民法で定められた厳重な方式がありました。全文手書きであること、不動産の内容は不動産登記簿の表題部記載通りに書かねばならないこと、金融資産も記載するのであれば銀行口座等をしっかり明記する必要があります。また、自筆証書遺言は家庭裁判所で検認の必要があります。したがって、せっかく作成しても方式不備や内容不備により無効になることも多々あったようです。

今回の改正は、こういった点を考慮して次のように緩和されます。
①「自筆証書遺言」で、自署でない「財産目録」を添付できる。（ただし、全ページに自署による署名・押印が必要）
②公的機関（法務局）に預けることができる。

①は、平成31年１月13日から施行されますが、②の法務局での保管は日程は未定です。
これらの改正により、「自筆証書遺言」が使いにくかった点が解消され、「公正証書遺言」のように高額な費用（公証人への支払い等）もかからないようになりますから、より多くの方が利用しやすくなるのではないかと思います。遺産の分配方法さえ決定できれば、自筆証書遺言の作成方法はずいぶんと簡単になります。

文責：経営支援部資産税ｸﾞﾙｰﾌﾟ　　稲田久子